

証券コード8929
平成19年3月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社 船井財産コンサルタンツ
代表取締役社長 平 林 良 仁

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ平成19年3月23日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権の行使に際しましては、別添の「インターネットによる議決権行使について」をご確認のうえ、上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使により重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月24日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 4階 菊華・菊葉の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第16期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

4. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.funai-zc.co.jp/ir/kaisha4.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当社グループの事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が増勢を維持するなか、雇用環境の改善に広がりが見られ、個人消費には力強さが欠ける状況にあるものの、全般的に景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。

また、当社グループの事業領域において重要なウエイトを占める不動産マーケットにおきましては、堅調なオフィス需要や不動産投資信託（J-REIT）や不動産私募ファンド等による投資資金の流入を受けて不動産取引が活発に推移する市場環境となつてまいりました。

このような環境のなかで、当社グループは、「社会から尊敬される会社を創り、お客様と社員の幸せを追求する」という経営理念のもと、徹底した「顧客第一主義」に基づいた財産コンサルティングの実践により個人財産コンサルティング、法人財産コンサルティングともに好調に推移いたしましたことに加え、不動産共同所有システムを2件販売したことや都心部における不動産物件の売却を手掛け、不動産取引収益も好調であったことから利益面においても当初計画を上回る営業総利益を確保でき、大きく業績を伸ばすことができました。

当連結会計年度においては、法人財産コンサルティングの事例として当社が無限責任組員を務める「100年ファンド投資事業有限責任組合」を通じて、株式会社うかい（本社：東京都八王子市、代表取締役社長：大久保 勇）の発行済株式総数の40.01%を取得いたしました。同ファンドの存続期間は5年間となっておりますが、当社は同社に対してIR活動や資本戦略、財務改善等についてのコンサルティングを実施することによって、同社の企業価値向上を目指しております。

当社では今後も創業者の相続対策や円滑な事業承継、そして企業価値向上に貢献してまいります。

また、当社はインターネットオークションサイトを本格的に運営していくために、企業の福利厚生業務アウトソーシングサービスならびに人事・福利厚生全般のコンサルティングノウハウを持つ株式会社ベネフィット・ワンと業務提携を行ないました。今後とも両社のビジネスモデルの浸透と相互協力のもと、顧客の財務改善業務、福利厚生施設をはじめとした不動産の売却支援、有効活用の提案等を積極的に推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は137億56百万円（前連結会計年度比22.4%増）、営業利益は19億35百万円（同50.7%増）、経常利益は16億28百万円（同46.0%増）、当期純利益は9億3百万円（同40.9%増）となりました。

営業収益別の状況は次のとおりであります。

財産コンサルティング収益は、資産家を対象とする個人財産コンサルティングと法人を対象とする法人財産コンサルティングに大別されます。

当連結会計年度における個人財産コンサルティングにおきましては、「完全個別対応コンサルティング」ならびに「100年財産コンサルティング」に対する高いご評価を賜り、相続対策・対応をはじめ、これらに関連する物件媒介を中心に、全体では前連結会計年度比4.2%増の16億46百万円を計上いたしました。

一方、法人財産コンサルティングにつきましては、法人向けの大型コンサルティング案件が寄与した結果、前連結会計年度比86.6%増の12億51百万円を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度における財産コンサルティング収益は、前連結会計年度比28.7%増の28億97百万円を計上いたしました。

不動産取引収益におきましては、不動産共同所有システム（商品名：ADVANTAGE CLUB）を、平成18年3月に「東京四谷・京都五条」（募集口数：192口、募集金額：19億20百万円、以下同様。）、平成18年7月には「千代田」（120口、12億円）の2件（合計312口、総額31億20百万円）の募集を行ない、いずれも完売いたしました。なお、「東京四谷・京都五条」は都心物件と地方物件を組み合わせた初の組成かつ最大規模の案件となりました。

またその他にも、都心部における不動産物件の売却を手掛けた結果、当連結会計年度の不動産取引収益は、前連結会計年度比25.7%増の95億8百万円を計上いたしました。

サブリース収益におきましては、不動産共同所有システムの新規物件を受注し、前連結会計年度比15.4%増の11億22百万円を計上いたしました。

その他収益におきましては、ファンド関連の収益が減少したことなどから、前連結会計年度比49.3%減の2億27百万円を計上するに留まりました。

この結果、当連結会計年度の連結営業収益は137億56百万円（前連結会計年度比22.4%増）となりました。

当連結会計年度における営業収益の区分別業績は次のとおりであります。

区 分	第15期 (平成17年12月期)		第16期 (平成18年12月期)		前連結会計年度比	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
財産コンサルティング収益	2,250	20.0	2,897	21.1	646	28.7
不動産取引収益	7,565	67.3	9,508	69.1	1,943	25.7
サブリース収益	972	8.7	1,122	8.1	149	15.4
その他収益	448	4.0	227	1.7	△221	△49.3
合 計	11,237	100.0	13,756	100.0	2,518	22.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は61百万円で、その内訳は有形固定資産35百万円および無形固定資産26百万円であります。

有形固定資産としては、人員増加に伴う事務所拡張工事および応接家具等の什器備品の更新をいたしました。

また、無形固定資産の大部分はソフトウェアの更新に伴うものとなっております。

③ 資金調達の状況

当社は、平成18年3月28日に株式会社船井財産コンサルタンツ第15回無担保社債5億円を発行いたしました。

また、平成18年6月30日に株式会社船井財産コンサルタンツ第16回無担保社債5億円を発行いたしました。

なお、当社は平成18年12月21日付で株式会社三井住友銀行との間で「コミット型ターム・ローン契約」を締結し、総額35億円の借入枠を設定いたしました。これは不動産物件の仕入れ資金として確保したもので、平成19年1月に借入枠全額の借入を実施いたしております。

この結果、当連結会計年度末における有利子負債は、前連結会計年度末比10.9%減の74億37百万円になりました。調達資金は主に不動産物件の仕入れおよび「100年ファンド投資事業有限責任組合」への出資金の一部に充当されております。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況
株式の取得の状況

会 社 名	株式等の種類	取得株式
日 本 不 動 産 格 付 株	普 通 株 式	640株
株 登 美 二	普 通 株 式	20株
株とちぎ投資ファンド	普 通 株 式	10株
株船井財産コンサルタンツ・ ネットワークシステム	普 通 株 式	40株
株船井財産コンサルタンツ京葉	普 通 株 式	90株
100年ファンド投資事業 有 限 責 任 組 合	出 資 金	244口

新株予約権の取得の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 当社グループの直前3事業年度の財産および損益の状況

(当社グループの状況)

区 分	第 13 期 (平成15年12月期)	第 14 期 (平成16年12月期)	第 15 期 (平成17年12月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (平成18年12月期)
営 業 収 益(百万円)	6,771	8,315	11,237	13,756
当 期 純 利 益(百万円)	299	428	640	903
1株当たり当期純利益 (円)	95,733.81	121,829.70	24,750.98	17,229.43
総 資 産(百万円)	4,819	7,358	14,535	17,684
純 資 産(百万円)	1,656	3,055	3,732	4,829
1株当たり純資産額 (円)	530,043.15	729,603.39	142,418.27	91,096.96

(注) 第15期においては、平成17年2月14日付で普通株式1株を3株にする株式分割を実施、平成17年12月20日付で普通株式1株を2株にする株式分割を実施しております。第16期(当連結会計年度)においては、平成18年11月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を実施しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 船 井 エ ス テ ー ト	100百万円	100%	不動産管理
(株)船井財産コンサルティング・ネットワークシステム	10	100	エリアカンパニー、エリアパートナー加盟勧誘
(有)暁事業再生ファンド	3	100	投資事業組合財産の運用及び管理
(有)船井企業投資ファンド1号	3	100	投資事業組合財産の運用及び管理
(有)ふるさと再生ファンド	3	100	投資事業組合財産の運用及び管理
(有)エスエフ投資ファンド	3	100	投資事業組合財産の運用及び管理
(有)とちぎ投資ファンド	0.5	100	投資事業組合財産の運用及び管理
K R F コ ー ポ レ ー シ ョ ン(有)	3	100	不動産管理
(株) 登 美 二	1	100	不動産管理
100年ファンド投資事業 有 限 責 任 組 合	3,870	31.5	投資事業組合財産の運用及び管理
日 本 不 動 産 格 付 (株)	80	40	不動産格付業務、不動産鑑定・ デューデリジェンス業務、建物診断業務

(4) 対処すべき課題

当社グループは、完全個別対応コンサルティング会社を目指し、顧客の立場に徹した提案型財産コンサルティングを提供することを方針としておりません。

今後の事業展開を推し進めるにあたり、当社グループが対処すべきものとして認識している課題は下記のとおりであります。

① 人材の確保

積極的な事業展開を推し進めるにあたり、人材の安定的な確保は最大の課題であります。また、質の高いコンサルティングを提供するための優秀な人材の積極的な採用を進めるとともに、社内教育の充実を図り、コンサルタントの育成および質的向上に努めております。

② ネットワークの強化

当社グループは、財産コンサルティング事業を全国規模で展開し、全国の資産家および法人のネットワーク化を目的に「全国100拠点」構想を掲げております。この全国の拠点は、各地域における有力な会計事務所となっており、当社グループの経営戦略上重要なものとなっております。

③ 内部統制の強化およびコーポレート・ガバナンスの充実

顧客の財産保全・承継を図るためには、常に公正・中立の姿勢で顧客の立場に立った提案を行なう必要があるとの方針に基づき、コンプライアンスを重視した経営およびこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が肝要であると思慮いたしております。これに対応するためにも組織体制の整備とともに内部管理体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実および向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成18年12月31日現在)

収益区分	事業内容
財産コンサルティング収益	法人・個人を含めた顧客からの財産の保全・承継、運用の相談から実行までをサポートする業務から、財産コンサルティング報酬を得ております。
不動産取引収益	顧客の運用ニーズに応えるため個別物件の販売および当社の開発した「不動産共同所有システム」の販売による収益であります。
サブリース収益	「不動産共同所有システム」により組成された任意組合の保有する物件および資産家の保有する物件を当社グループが借受けて運用するものであります。
その他収益	企業再生や財産コンサルティング業務に関連する事務処理業務、当社グループネットワークへの新規加盟、セミナー講師、書籍の原稿作成などであります。

(6) 主要な事業所 (平成18年12月31日現在)

当 社	本社：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
(株) 船井エステート	本社：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
(株)船井財産コンサルツ・ネットワークシステム	本社：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(7) 使用人の状況 (平成18年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
106名	20名増

(注) 使用人数は従業員数であり、出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成18年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 関 西 ア ー バ ン 銀 行	1,062百万円
(株) み ず ほ 銀 行	820
S M B C ファイナンスサービス(株)	700
中 央 三 井 信 託 銀 行 (株)	500
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	130
(株) 三 井 住 友 銀 行	120

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成18年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 144,000株
- ② 発行済株式の総数 52,412株
- ③ 株主数 2,295名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信 託 口)	5,677株	10.83%
(株) 船 井 総 合 研 究 所	5,316	10.14
太 平 商 事 (株)	5,280	10.07

(注) 出資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
当該事業年度中に、旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は後記のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）
 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第一回 ストック・オプション	第二回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役4名、当社監査役3名当社従業員80名、その他14名	当社取締役7名、当社監査役3名当社従業員93名
ストック・オプション数（注）1	普通株式 4,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成18年2月28日	平成18年4月24日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	(注) 4	(注) 4
権利行使期間	平成19年1月1日から平成22年12月31日まで	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成18年11月1日付で普通株式1株を2株に分割いたしております。これにより、新株予約権数を調整しております。
2. ①新株予約権行使期間中に当社が(株)東京証券取引所市場第一部に上場された日以降に新株予約権を行使できる。
 ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社ならびに当社関係会社の取締役、監査役、従業員および従業員に準ずるものと取締役会で認めた個人であり（以下、「当社取締役等」という。）かつ、新株予約権発行後継続して行使時まで当社取締役等の地位にあることを要す。
3. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社ならびに当社関係会社の取締役、監査役、従業員および従業員に準ずるものと取締役会で認めた個人であり（以下、「当社取締役等」という。）かつ、新株予約権発行後継続して行使時まで当社取締役等の地位にあることを要す。
4. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第一回 ストック・オプション	第二回 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与（注）	4,000	5,000
失効	68	146
権利確定	—	—
未確定残	3,932	4,854
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）平成18年11月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしております。これにより、新株予約権の株式数が増加しております。

② 単価情報

	第一回ストック・オプション	第二回ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 50,000円	1株当たり 478,000円
公正な評価単価 （付与日）	（注）	（注）

（注）会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成18年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	平 林 良 仁	
代表取締役副社長	村 上 秀 夫	
常 務 取 締 役	中 塚 久 雄	管理統括責任者
取 締 役	野 田 誠 規	第四事業部長
取 締 役	牧 野 孝 彦	第二事業部長
取 締 役	八 木 優 幸	第一事業部長
常 勤 監 査 役	喜 多 村 隆 男	
監 査 役	山 村 武 彦	(株)オフィスステラ代表取締役
監 査 役	山 岸 洋	弁護士

- (注) 1. 取締役三宅 卓氏は、平成18年6月30日に辞任により退任いたしました。
 2. 監査役喜多村 隆男氏および監査役山岸 洋氏は社外監査役であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	212百万円
監 査 役	3	17
合 計	10	229

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月23日開催の第13回定時株主総会決議において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月20日開催の第11回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与65百万円（取締役3名に対し62百万円 監査役1名に対し3百万円）が含まれております。
 5. 上記のほか、平成18年3月25日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任取締役1名 7百万円

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	14百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 子会社については、監査対象会社はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、「内部統制の整備と構築に関する基本方針」について決議をいたしました。その決議の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行なう。情報管理については、適時開示に配慮し、文書管理規程、個人情報に関する取扱基本規程を定めて対応する。

2. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社ではコンプライアンス規程、危機管理規程、苦情処理規程に基づき運営を行なう。なお、各事業部・グループにおいて発生したリスクの分析を行ない、そのリスクの再発防止と軽減に取組み、必要に応じて経営幹部会へ上程することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行なう。また、週1回経営幹部会を開催し経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識を共有するとともに経営判断に役立てる。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、複数の社外監査役を選任し、合わせて各取締役の職務の執行に関しては、監査計画に基づき監査役および内部監査人の監査を受け、その結果を代表取締役に報告する。

コンプライアンス担当取締役を配置するとともに、新たにコンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス規程に基づき運用し、その重要性について社員の啓蒙を行なう。また、内部通報窓口を会社外部の第三者に委託することにより設置する。会社および通報窓口は通報者の匿名性確保に留意し、不利益な取扱を禁止する。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の経営上の重要事項等の決定については当社の経営方針に基づいて決定し、関連会社については各社の取締役会に当社取締役が出席し、自主独立を重んじながらも適切な意思決定となるよう積極的に関与する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人選に関しては監査役が代表取締役提案する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動に関しては監査役と取締役が協議して決定し、人事異動に係る事項については監査役会の承認を要するものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
また、常勤監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため経営幹部会や予算管理会議などの重要な会議に出席する。監査の実効性を高めるため、各監査役は会計監査人および内部監査室からの報告を受け、連携を図るものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は取締役会議事録、稟議書その他重要書類を閲覧し、必要に応じて外部弁護士等からの助言を受けるとともに、代表取締役、監査法人、内部監査室と意見交換を行なう。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、平成18年3月25日開催の第15回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することができる旨（現行定款第35条）の決議をいただいております。

中間配当金につきましては、平成18年8月3日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 32,757千円
- ・ 1株当たり配当額 1,250円

なお、期末配当金につきましては、平成19年3月6日開催予定の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 78,618千円
- ・ 1株当たり配当額 1,500円
- ・ 基準日 平成18年12月31日
- ・ 効力発生日 平成19年3月26日

連結貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,528,076	流 動 負 債	5,520,409
現金及び預金	5,213,882	買掛金	88,867
売掛金	408,000	短期借入金	3,258,000
販売用不動産	5,944,546	一年以内償還予定 の社債	940,000
買取債権	544,553	未払法人税等	522,721
繰延税金資産	43,589	その他	710,820
その他	373,734	固 定 負 債	7,334,394
貸倒引当金	△229	社債	3,145,000
固 定 資 産	5,156,387	長期借入金	94,000
有 形 固 定 資 産	224,705	匿名組合等出資預 り金	3,098,434
建物及び構築物	112,353	繰延税金負債	64,923
運搬具	11,222	退職給付引当金	25,263
土地	76,055	役員退職慰労引当 金	133,583
その他	25,074	預り敷金・保証金	772,447
無 形 固 定 資 産	44,772	その他	743
ソフトウェア	40,282	負 債 合 計	12,854,803
のれん	2,072	純 資 産 の 部	
その他	2,417	株 主 資 本	4,550,398
投 資 其 他 の 資 産	4,886,909	資本金	805,817
投資有価証券	1,053,265	資本剰余金	875,266
関係会社株式	3,675,686	利益剰余金	2,869,314
その他	157,957	評価・換算差額等	224,175
資 産 合 計	17,684,464	その他有価証券評価差額金	224,175
		少数株主持分	55,087
		純 資 産 合 計	4,829,661
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,684,464

連結損益計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営業収益		
営業収入	4,247,696	
不動産売上高	9,508,682	13,756,379
営業原価		
営業原価	1,913,076	
不動産売上原価	7,977,325	9,890,402
営業総利益		3,865,977
販売費及び一般管理費		1,930,621
営業利益		1,935,355
営業外収益		
受取利息	917	
受取配当金	4,981	
その他の	3,346	9,245
営業外費用		
支払利息	116,380	
社債発行費	33,079	
コミットメントラインフィー	50,000	
持分法による投資損失	87,046	
その他の	29,306	315,812
経常利益		1,628,788
特別利益		
貸倒引当金戻入益	1,063	
関係会社株式売却益	448	
投資有価証券売却益	3,750	5,261
特別損失		
固定資産除却損	10,743	
関係会社株式売却損	35,021	
投資有価証券売却損	118,645	164,410
匿名組合等損益分配前税金等調整前当期純利益		1,469,639
匿名組合等損益分配額		△168,126
税金等調整前当期純利益		1,637,766
法人税、住民税及び事業税	751,710	
法人税等調整額	△24,154	727,555
少数株主利益		7,182
当期純利益		903,028

連結株主資本等変動計算書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
平成17年12月31日 残高	805,817	875,266	2,049,591	3,730,675
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△65,515	△65,515
当期純利益	-	-	903,028	903,028
自己株式の処分	-	-	-	-
持分法適用会社減少に伴う剰余金減少高	-	-	△17,790	△17,790
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	819,722	819,722
平成18年12月31日 残高	805,817	875,266	2,869,314	4,550,398

	評価・換算差額等		少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日 残高	1,537	1,537	9,137	3,741,350
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△65,515
当期純利益	-	-	-	903,028
自己株式の処分	-	-	-	-
持分法適用会社減少に伴う剰余金減少高	-	-	-	△17,790
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	222,637	222,637	45,949	268,587
連結会計年度中の変動額合計	222,637	222,637	45,949	1,088,310
平成18年12月31日 残高	224,175	224,175	55,087	4,829,661

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 11社
- ・連結子会社の名称 株式会社船井財産コンサルティング・ネットワークシステム
株式会社船井エステート
有限会社暁事業再生ファンド
有限会社船井企業投資ファンド1号
K R F コーポレーション有限会社
有限会社ふるさと再生ファンド
有限会社エスエフ投資ファンド
日本不動産格付株式会社
株式会社登美二
100年ファンド投資事業有限責任組合
株式会社とちぎ投資ファンド

② 非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・関連会社の名称 日本インベスターズ証券株式会社
日本ファイナンシャル・アドバイザー株式会社
株式会社うかい

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社はありません。

④ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社3社の決算日は3月31日であり、12月31日にて仮決算を行っております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

日本不動産格付株式会社
株式会社登美二
100年ファンド投資事業有限責任組合
株式会社とちぎ投資ファンド

は設立により、当連結会計年度より連結子会社となりました。

有限会社地域企業再生ファンド

は株式売却により、当連結会計年度より連結子会社に該当しなくなりました。

② 持分法の適用範囲の変更

株式会社うかいは株式取得により、当連結会計年度より関連会社となりました。

株式会社船井財産コンサルタンツ埼玉

株式会社船井財産コンサルタンツ京都

株式会社船井財産コンサルタンツ大阪

株式会社船井財産コンサルタンツ兵庫

株式会社船井財産コンサルタンツ名古屋

株式会社船井財産コンサルタンツ福島

株式会社船井財産コンサルタンツ長野

株式会社船井財産コンサルタンツ徳島

株式会社船井財産コンサルタンツ熊本

株式会社船井財産コンサルタンツ沖縄

株式会社船井財産コンサルタンツ京葉

株式会社船井財産コンサルタンツ金沢

株式会社船井財産コンサルタンツ城北

株式会社船井財産コンサルタンツ静岡

株式会社船井財産コンサルタンツ広島

株式会社船井財産コンサルタンツ奈良

クオンタムジャンプジャパン株式会社(旧 株式会社船井財産トータルサポート)

は株式売却により、当連結会計年度より関連会社に該当しなくなりました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、100年ファンド投資事業有限責任組合の事業年度末日は3月31日株式会社とちぎ投資ファンドの事業年度末日は9月30日であり、12月31日にて仮決算を行なっております。

その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同じであります。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. 投資事業有限責任組合に

類する出資の会計処理

投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理は当社の連結子会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上し、当社の連結子会社が組合事業の営業者となっていない匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上しております。

たな卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

運搬具 6年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当連結会計年度末要支給額の100%相当額）に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

提出会社の役員の退職慰労金の支給に充てるため内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

- ハ、ヘッジ方針 借入金の利息に係る金利変動リスクをヘッジしております。
- ニ、ヘッジの有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- (6) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) のれんの償却に関する事項
のれんは5年間で均等償却しております。
- (8) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。
- (9) 会計方針の変更
(固定資産の減損に係る会計基準)
当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の資本の部に相当する金額は、4,774,573千円であります。
なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	2,306,286千円
計	2,306,286千円

上記の物件は、短期借入金1,520,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償累計額

83,553千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,206株	26,206株	一株	52,412株

(注) 発行済株式数の増加は、平成18年11月1日付で1:2の株式分割を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年3月25日開催第15回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 32,757千円
- ・1株当たり配当額 1,250円
- ・基準日 平成17年12月31日
- ・効力発生日 平成18年3月26日

ロ. 平成18年8月3日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 32,757千円
- ・1株当たり配当額 1,250円
- ・基準日 平成18年6月30日
- ・効力発生日 平成18年9月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

イ. 平成19年3月6日開催予定の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 78,618千円
- ・1株当たり配当額 1,500円
- ・基準日 平成18年12月31日
- ・効力発生日 平成19年3月26日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 91,096円96銭
- (2) 1株当たり当期純利益 17,229円43銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 2月26日

株式会社 船井財産コンサルタンツ

代表取締役社長 平林良仁 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笠 原 壽 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 原 晃 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船井財産コンサルタンツの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井財産コンサルタンツ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第16期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月5日

株式会社 船井財産コンサルタンツ
監査役会

常勤監査役 喜多村 隆 男 ㊟
(社外監査役)

監査役 山 村 武 彦 ㊟

社外監査役 山 岸 洋 ㊟

貸借対照表

(平成18年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,185,374	流動負債	5,357,014
現金及び預金	3,410,179	買掛金	72,972
売掛金	423,880	短期借入金	2,464,000
前渡金	263,345	一年以内返済予定 の長期借入金	794,000
販売用不動産	5,450,838	一年以内償還予定 の社債	940,000
前払費用	42,004	未払金	209,852
繰延税金資産	42,458	未払法人税等	396,897
関係会社短期貸付金	480,000	前受金	19,000
未収入金	30,360	預り金	296,556
その他	42,438	その他	163,735
貸倒引当金	△131	固定負債	3,918,861
固定資産	3,504,475	社債	3,145,000
有形固定資産	202,051	長期借入金	94,000
建物	97,857	匿名組合等出資預 り金	195,240
車輛運搬具	11,222	退職給付引当金	25,263
工具器具備品	22,839	役員退職慰労引当 金	133,583
土地	70,132	預り敷金・保証金	247,892
無形固定資産	31,013	繰延税金負債	77,138
ソフトウェア	29,936	その他	743
電話加入権	895	負債合計	9,275,876
その他	182	純資産の部	
投資その他の資産	3,271,409	株主資本	4,189,798
投資有価証券	1,049,455	資本金	805,817
関係会社株式	385,412	資本剰余金	875,266
関係会社出資金	13,000	資本準備金	875,266
その他の関係会社有価証券	1,681,380	利益剰余金	2,508,714
出資金	20	利益準備金	6,750
長期前払費用	360	その他利益剰余金	2,501,964
敷金・保証金	120,814	別途積立金	1,700,000
その他	20,965	繰越利益剰余金	801,964
資産合計	13,689,850	評価・換算差額等	224,175
		その他有価証券評価差額金	224,175
		純資産合計	4,413,973
		負債・純資産合計	13,689,850

損 益 計 算 書

（平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 入	3,704,690	
不 動 産 売 上 高	7,437,865	11,142,556
営 業 原 価		
営 業 原 価	1,318,418	
不 動 産 売 上 原 価	6,369,655	7,688,074
営 業 総 利 益		3,454,481
販売費及び一般管理費		1,790,660
営 業 利 益		1,663,821
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,295	
受 取 配 当 金	1,881	
そ の 他	3,200	18,376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	87,190	
社 債 利 息	29,189	
社 債 発 行 費	33,079	
コミットメントラインフィー	50,000	
そ の 他	34,979	234,439
経 常 利 益		1,447,757
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,077	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	9,751	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,750	14,579
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	118,645	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	14,999	
固 定 資 産 除 却 損	10,743	144,388
税 引 前 当 期 純 利 益		1,317,948
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	589,653	
法 人 税 等 調 整 額	△13,086	576,567
当 期 純 利 益		741,381

株主資本等変動計算書

(平成18年1月1日から
平成18年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合計	
平成17年12月31日 残高	805,817	875,266	875,266	6,750	1,300,000	526,098	1,832,848	3,513,932
事業年度中の変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△65,515	△65,515	△65,515
当期純利益	—	—	—	—	—	741,381	741,381	741,381
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	400,000	△400,000	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	400,000	275,866	675,866	675,866
平成18年12月31日 残高	805,817	875,266	875,266	6,750	1,700,000	801,964	2,508,714	4,189,798

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日 残高		1,537	3,515,469
事業年度中の変動額			
新株の発行		—	—
剰余金の配当		—	△65,515
当期純利益		—	741,381
自己株式の処分		—	—
別途積立金の積立		—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)		222,637	222,637
事業年度中の変動額合計		222,637	898,504
平成18年12月31日 残高		224,175	4,413,973

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式および
関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ハ. 投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理

投資事業有限責任組合に類する出資の会計処理は、匿名組合・任意組合の純資産および純損益のうち当社の持分相当額をそれぞれ投資有価証券・その他の関係会社有価証券および収益・費用として計上しております。

なお、匿名組合・任意組合の純損益の持分相当額の会計処理については、当社の連結子会社が組合事業を推進し従事する営業者となっている匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業損益に計上するとともにその他の関係会社有価証券を加減し、当社の連結子会社が匿名組合の営業者となっていない匿名組合・任意組合への出資に係る損益は営業外損益に計上するとともに投資有価証券・その他の関係会社有価証券を加減しております。

② たな卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～39年
車両運搬具	6年
工具器具備品	4～8年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

・社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（自己都合による期末要支給額の100%相当額）に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の利息に係る金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(8) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて計算書類を作成しております。

(9) 会計処理方法の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は4,413,973千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(10) 表示方法の変更

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第20号)が平成18年9月8日に公表されたことに伴い、当社の関係会社である投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)について、従来、「長期営業目的投資有価証券」に含めて表示しておりましたが、当事業年度から「その他の関係会社有価証券」として表示する方法に変更いたしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	2,306,286千円
計	2,306,286千円

上記の物件は、短期借入金820,000千円、一年以内返済の長期借入金700,000千円の担保に供しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	58,042千円
② 短期金銭債務	354千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

81,805千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引以外の取引高	12,810千円
--------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)

繰延税金資産	
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	30,610
その他	11,847
繰延税金資産（流動）小計	42,458
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	9,795
退職給付引当金	10,279
役員退職慰労引当金	54,355
その他	2,227
繰延税金資産（固定）小計	76,658
繰延税金資産合計	119,116
繰延税金負債	
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△153,796
繰延税金負債（固定）小計	△153,796
繰延税金負債合計	△153,796
繰延税金負債の純額	△34,681

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	23,670	11,471	12,199
合計	23,670	11,471	12,199

② 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

1年内	3,940千円
1年超	8,452千円
合計	12,392千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	4,103千円
減価償却費相当額	3,945千円
支払利息相当額	215千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	84,216円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	14,145円25銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年2月26日

株式会社 船井財産コンサルタンツ

代表取締役社長 平林良仁 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笠 原 壽 太 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 原 晃 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船井財産コンサルタンツの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査役会の監査報告

当監査役会は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年3月5日

株式会社船井財産コンサルタンツ
監査役会

常勤監査役 喜多村 隆男 ⑩
(社外監査役)

監査役 山 村 武 彦 ⑩

社外監査役 山 岸 洋 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 「会社法」が施行され、株式の消却が発行可能株式総数に影響を与えないことが明らかにされたことに伴い、現行定款の但書を削除するものであります（変更案第6条）。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第13条）。
- ③ 株主総会の適正かつ円滑な運営のため「会社法」の規定により代理人の人数を制限するものであります（変更案第15条）。
- ④ その他「会社法」の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 （条文を省略） ～ 第3条 （新 設） （公 告） 第4条 （条文省略）	第1条 （現行どおり） ～ 第3条 <u>（機 関）</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 （公 告） 第5条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会社が発行する株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、144,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(取締役会決議による自己株式の取得)</u></p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>(基 準 日)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めるものの他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿および端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿の記載または記録、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社において、これを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新株予約権付社債の発行決議)</p> <p>第13条/2 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(新株予約権付社債の発行決議)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事については、その他法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条/2当会社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任につき、その取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除する事ができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役との間で商法第266条第19項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> <p>第27条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、<u>これを区分して株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条/2 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の責任につき、<u>その監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事については、法令に定めることにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、<u>社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、<u>毎年1月1日から当年12月31日までの1年とし、各営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(付 則)</p> <p><u>当会社定款第21条第2項(取締役会の決議の方法および第33条/第2項(社外監査役の責任限定契約)、第35条(剰余金の配当等の決定機関)の新設、第36条(剰余金の配当の基準日)の新設、現行定款第36条(中間配当金)の削除、第37条(配当金の除斥期間)についての変更に係る決議の効力は、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行を停止条件として発生するものとする。</u></p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため取締役を4名増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
1	平林 良仁 (昭和23年2月23日生)	昭和41年4月 松下電器販売(株)入社 昭和47年12月 太平商事(株)入社 昭和54年8月 ㈱西国分寺不動産センター (現㈱グリーンボックス) 代表取締役 平成3年9月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,412株
2	村上 秀夫 (昭和23年4月12日生)	昭和58年2月 ㈱菊水取締役 平成元年4月 ㈱ティー・エフ・ピー取締役 平成2年11月 朝日建設(株)管理部長 平成4年2月 当社入社 平成8年6月 当社取締役コンサルティング 事業本部本部長 平成13年1月 当社常務取締役 平成14年3月 当社専務取締役 平成18年4月 当社代表取締役副社長 (現在に至る)	1,005株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の数
3	中塚 久雄 (昭和26年12月25日生)	昭和45年3月 ㈱東海銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成6年4月 同行藤沢支店長 平成8年1月 同行調布支店長 平成11年1月 同行竹ノ塚支店長 平成13年11月 当社入社 コンサルティング 事業部長(出向扱い) 平成14年3月 当社取締役コンサルティング 事業部長 平成14年8月 当社取締役管理部長 平成18年4月 当社常務取締役 (現在に至る)	117株
4	野田 誠規 (昭和29年1月23日生)	昭和60年4月 廣清司法書士事務所入所 昭和61年7月 協栄建設㈱入社 平成8年9月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員法人 第一事業部長 平成18年3月 当社取締役第四事業部長 (現在に至る)	188株
5	牧野 孝彦 (昭和41年8月28日生)	平成2年4月 成和工業㈱入社 平成3年5月 ㈱門前商事取締役 平成8年10月 同社代表取締役 平成10年4月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員業種別コンサル ティング事業部長 平成18年3月 当社取締役第二事業部長 (現在に至る)	112株
6	八木 優幸 (昭和42年4月24日生)	平成2年4月 ㈱村上開明堂入社 平成3年9月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員個人コンサル ティング事業部長 平成18年3月 当社取締役第一事業部長 (現在に至る)	272株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の数
7	佐藤 安彦 (昭和31年8月16日生)	昭和56年4月 (株)長谷川工務店(現(株)長谷工 コーポレーション)入社 平成15年5月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員第七事業部長 平成19年1月 当社執行役員第五事業部長 (現在に至る) (他の法人等の代表状況) (株)船井財産コンサルティング・ネットワークシステム 代表取締役	4株
8	松浦 健 (昭和40年5月6日生)	平成3年4月 大和ハウス工業(株)入社 平成7年5月 日商岩井不動産(株)(現双日 (株))入社 平成12年10月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員第六事業部長 (現在に至る) (他の法人等の代表状況) (株)船井エステート 代表取締役	28株
9	島田 晴雄 (昭和18年2月21日生)	昭和50年4月 慶應義塾大学経済学部助教授 昭和53年5月 経済企画庁経済研究所客員主 任研究官 昭和57年4月 慶應義塾大学経済学部教授 (現在に至る) 昭和61年3月 マサチューセッツ工科大学訪問教授 平成9年5月 岡谷鋼機(株) 社外監査役(現 在に至る) 平成12年6月 東京大学先端科学技術研究セ ンター 客員教授 平成13年6月 (株)電通 社外監査役(現在に至 る) 平成14年4月 (株)ミレアホールディングス 社 外取締役(現在に至る) 平成14年6月 旭硝子(株) 社外取締役(現在に 至る) 平成16年4月 (株)富士通総研経済研究所 理事長(現在に至る)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
10	大野 潔 (昭和29年12月5日生)	昭和59年4月 ㈱船井総合研究所入社 平成12年3月 同社取締役東京第二経営支援 本部長 平成14年3月 同社執行役員東京第二経営支 援本部長 平成16年3月 同社取締役常務執行役員第三 経営支援本部本部長 平成18年1月 同社取締役常務執行役員経営 統括室長 平成19年1月 同社取締役常務執行役員経営 統括本部長 (現在に至る) (他の法人等の代表状況) ㈱コスモ開発 代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 島田 晴雄氏、大野 潔氏は、社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社監査体制の一層の強化、充実を図るため、監査役1名の選任（増員）をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
本 田 俊 雄 (昭和22年6月17日生)	昭和45年3月 早稲田大学第一法学部卒業	一 株
	昭和50年1月 弁護士登録（東京弁護士会）	
	昭和50年1月 永井法律特許事務所入所	
	昭和51年12月 本田俊雄法律事務所開設	
	平成4年4月 本田・西尾・小山田法律事務所開設	
	平成5年7月 法律事務所あすか開設 (現在に至る)	
平成10年4月 ㈱ソーホー 監査役 (現在に至る)		
平成17年6月 ㈱ビーイング 監査役 (現在に至る)		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 本田 俊雄氏は、社外監査役候補者であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成16年3月23日開催の第13回定時株主総会決議により報酬限度額を年額3億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、取締役の増員および経済情勢の変化など諸般の事情を考慮して、取締役の報酬限度額を年額5億円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼取締役の使用人分としての給与はこれに含めないものといたしたいと存じます。

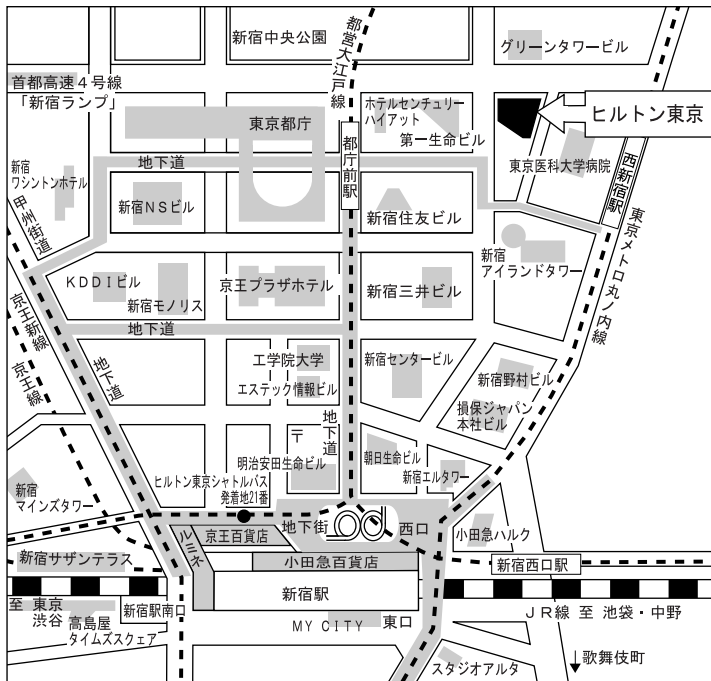
また、現在の取締役の員数は6名ですが、第2号議案が承認されますと、取締役の員数は10名になります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
 ヒルトン東京 4F 菊華・菊葉の間

TEL 03-3344-5111



交通アクセス

- ・ JR (山手線・中央線・総武線・埼京線)・京王線・小田急線各新宿駅「南口・西口」から徒歩約10分
- ・ 東京メトロ (丸の内線)・西新宿駅 (C8出口) から徒歩約2分
- ・ 都営地下鉄 (大江戸線)・都庁前駅から徒歩約3分

- お車の場合、中央高速 (新宿ランプ) 又は、首都高速4号線 (新宿ランプ) が便利です。
- ホテル専用のシャトルバス (無料) が新宿駅西口京王百貨店前のバス発着地21番乗り場から定期的に循環しています。

新宿駅→ヒルトン東京		
09:00	00	40
10:00	00	40